



研磨材のサンプリング方法

JIS R 6003 : 1998

(2004 確認)

(2008 確認)

平成 10 年 11 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによってJIS R 6003 : 1973は改正され、この規格に置き換えられる。

今回の改正では、研磨材のサンプリング方法に関する規定について、対応国際規格との整合を図った。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 31.10.27 改正：平成 10.11.20

官 報 公 示：平成 10.11.20

原案作成協力者：研削材工業協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 窯業部会（部会長 福浦 雄飛）

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 産業基盤標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

研磨材のサンプリング方法 R 6003 : 1998

Method for sampling of abrasive grains

序文 この規格は、1993年に第1版として発行されたISO 9138, Abrasive grains—Sampling and splittingが規定している研磨材のサンプリング方法について、その技術的内容を変更することなく採用した日本工業規格であるが、対応国際規格には規定されていないサンプル採取器具についても日本工業規格として追加している。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格には規定されていない事項である。

1. 適用範囲 この規格は、研磨材の1ロットの平均品質を決定するためのサンプリング方法及び試料調製方法について規定する。

備考1. この規格に定めていない事項は、**JIS M 8100**を準用する。

2. この規格の対応国際規格を、次に示す。

ISO 9138 : 1993 Abrasive grains—Sampling and splitting

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

JIS M 8100 粉塊混合物—サンプリング方法通則

JIS R 6001 研削といし用研磨材の粒度

JIS R 6010 研磨布紙用研磨材の粒度

JIS R 6111 人造研削材

3. サンプリング方法

3.1 インクリメントの採り方 インクリメントの大きさは、**JIS R 6001**又は**JIS R 6010**に定める粗粒は200 g以上、微粉は20 g以上とし、表1のインクリメントの数をロットからランダムに採取する。

表1 インクリメントの数

ロットの大きさ(トン)	インクリメントの数
0.1未満	6以上
0.1以上 0.3未満	8以上
0.3以上 1 未満	10以上
1 以上 3 未満	12以上
3 以上 10 未満	14以上
10 以上 30 以下	16以上

3.2 インクリメントの採取器具

3.2.1 スコップ スコップを使ってインクリメントを採取する場合には、原則として表2に定めるスコップ番号のうち、粗粒は10、微粉は1を用いる。

備考 表2以外の採取器具を用いる場合は、表2の表の容量以上のものを用いることとし、偏りのないことを実験によって確かめる。